

あなたとつながる長崎のまち

ながさきの ふくし

9
2020
VOL.14



もくじ

2... **特集** 民法改正
福祉施設・事業所の運営に
かかる変更点

5... 共同募金

6... Mamiのスリランカ活動記
寄付のお礼
新・事務局長就任挨拶

7... 九州豪雨・大村ボランティアセンター



地域のみんなで作る“まち
のリビング”として7月に
オープン。

核家族化が進む中、赤ちゃんからシ
ニア世代までみんなが集まり、新し
いつながりを育てている。定期的に
開催する「ひととまちとくらしの学
校」は、誰もが先生にも生徒にもなれ
る開かれたまなびばで、自然な会話
が生まれるきっかけになっている。

社会福祉法人 ながよ光彩会
みんなのまなびば み館
TEL:095-865-7755



誕生して
120年!

特集

民法改正

福祉施設・事業所の運営にかかる変更点

今年4月より施行された「民法の一部を改正する法律（以下、改正民法）」。

民法が誕生してから約120年が経ち、現代の社会や経済とマッチしていないことや規定がわかりにくいということで、全面的に見直されました。

本号では、福祉サービスの提供者が利用者やその家族、職員と契約を結ぶときの主なポイントを紹介します。

みんぽうかいせい

検索

この特集は法務省のパンフレット等を基に長崎県社協で作成し、長崎県運営適正化委員会所属の弁護士に監修を依頼したものです。※誌面に限りがあるため詳しくは法務省HP等をご参照ください。一改正日である令和2年4月1日以前に締結された契約は有効ですが、改正に応じて変更することもできます—

1 個人根保証契約の保証人の責任等（改正民法第458条、第465条）

施設運営者が利用者の家族と連帯保証契約を結ぶケース

契約書に極度額を明記する

利用者の家族等に対して、利用にかかる費用や施設内での事故・破損などによる損害賠償などを家族に請求する保証契約を結ぶ場合があると思います。

福祉サービスの利用は「いつまで」という期限を定めることが難しいケースがあります。この場合、継続的な利用（取引）から将来発生する不特定の債務をまとめて連帯保証するケースを「根保証契約」といい、連帯保証人が個人なので「個人根保証契約」と言います。

今回、連帯保証人保護の観点から、**個人根保証契約の場合は、契約締結をする時に極度額を定めなければ、無効である**とされました。

極度額とは、連帯保証人が責任を負う限度額のことです。極度額をいくらに設定するかは施設ごと、或いは提供するサービスごと

に異なるでしょう。なぜならば、どのくらいの損害が発生するかそのリスクはそれぞれだからです。

但し、あまり高額に設定すると保証契約だけでなく利用契約自体を拒否されることや、低額過ぎると損害が発生した場合の施設運営者の負担が大きくなることが考えられます。

また、契約締結時には契約書だけでなく、極度額まで連帯保証人の責任が発生すること、将来負担してもらう可能性があるといった義務や役割を面前で十分に説明し、理解・納得してもらうことが後々のトラブルを防ぐことに繋がります。

利用者の利用料等の支払い状況は必ず知らせる

連帯保証人から問い合わせがあった場合、施設運営者は、利用者の支払い状況について遅滞なく情報を提供しなければなりません。

また、例えば、利用料を3か月以内に払わない場合、遅延損害金が課されるといった契約の場合、利用者は3ヶ月間利用料を支払わな



かつたら遅延損害金が課されますが、施設運営者は家族などの連帯保証人に遅延損害金発生後、2か月以内に知らせる義務があります。施設運営者がこれらの義務を怠ったときは、連帯保証人に遅延損害金などを請求できません。

改正民法に対応した契約書（連帯保証に係る箇所）のサンプル

▼連帯保証人は、施設に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額〇〇〇万円を限度とし負担する。

▼利用者が死亡した日または利用者と施設が合意の上サービスを解約した日をもって債務の元本が確定するものとする。

▼施設は連帯保証人から請求があった場合、利用料の支払い状況や遅延損害金、損害賠償金など全ての債務の有無や履行状況の情報を提供しなければなりません。

Q 介護施設は必ず身元保証人を求めることができる？

「介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はなく、各施設の基準省令においても、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない（平成30年8月30日付老高発0830第1号・第2号）」と明示されています。

職員が入社する時に、親族等が身元保証になる場合

保証の極度額を記載する

身元保証書は単に身元を証明するだけでなく、二つの目的があると考えられます。一つ目は、職員が施設に対し不誠実な行為をしないようにするための抑止力です。

もう一つは、将来、職員が施設に何らかの損害を与えた場合、職員と保証人が連帯して損害を賠償するよう請求するためです。

この場合、身元保証人は将来どのような債務が発生するのかわからないため個人根保証契約になります。従って、**身元保証人が負う損害賠償額の上限（極度額）を定めておかなければなりません。**

そうなると極度額をいくらにするかが関心事になります。高額すぎると身元保証人が見つからないなど実務が進まず、低額すぎると職員の不誠実な行為を未然に防ぐ効果が期待できなくなります。

限度額を「給与の〇〇か月分」とする場合、給与が何を指し、いつの時点のものであるかを明確にしておく必要があります。

改正民法に対応した身元保証書（連帯保証に係る箇所）のサンプル

▼〇〇〇〇が雇用契約に反し、又は故意・過失によって施設に損害を与えた場合、〇〇〇〇と連帯して施設に対し賠償の責任を負う（極度額〇〇〇〇円）。

身元保証の有効期間

身元保証の期間は、書面に記載

がなければ3年間、書面に記載があったとしても**上限は5年間**です。それ以上の保証を求める場合はそのつど更新が必要です。

Q 「新たに施設を運営するから」と友人から保証人を頼まれたら？

個人が事業用の融資の保証人になることとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければなりません。この手続きをしない保証契約は無効です。

また、保証人になるかどうかの判断をするための情報として、主債務者は自身の財産や収支の状況、主債務以外の債務額や履行状況等に関する情報を、保証を依頼する人に提供しなければなりません。



2 賃貸借契約の原状回復と修繕 (改正民法第621条、第622条、第607条の2)

入所施設が利用者と賃貸借契約を結ぶ場合 (施設運営者が賃貸人の場合)

普通に使用して生じた修繕費等は請求できない

利用者が通常使用して生じた損耗 (通常損耗) や経年変化については、利用者は原状回復をする義務を負わないことが明確になりました。「退去時のクリーニング費や修繕費用を支払ってもらったために」と、普通に使用して生じた修繕費等の請求をできるとの特約を記載していても利用者の故意や過失による損壊でない限り通常損耗であり無効とされる可能性があります。

利用料の滞納などが無ければ敷金は全額返還

「礼金」「権利金」「保証金」など名目は違っても担保目的に施設がお金を受け取ればそれは「敷金」

です。敷金の返還時期は賃貸借が終了して賃貸物の返還がされた時点でであり、返還の範囲は「受領した敷金の額からそれまでに生じた金銭債務の額を控除した残額」となります。通常損耗や経年変化による原状回復は施設の負担になるため、この費用を敷金から差し引くことはできません。

▼通常損耗・経年変化に該当する例

- ・家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡
- ・テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ (いわゆる電気ヤケ)
- ・地震で破損したガラス
- ・鍵の取替え (破損、鍵紛失のない場合)

▼通常損耗・経年変化に該当しない例

- ・引越し作業で生じたひっかきキズ
- ・タバコのヤニ・臭い
- ・飼育ペットによる柱等のキズ・臭い
- ・日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備等の毀損

Q 原状回復ってどんなこと?

賃借人が借りた当時の状態に戻すのではなく、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧すること (国土交通省・原状回復をめぐるトラブルとガイドライン)

事業のためにマンションの一室などを借りる場合 (施設運営者が借主の場合)

通常損耗・経年変化は家主の負担ですが、そうでない場合は施設運営者の負担となります。例えば利用者が転んで壁に穴をあけてしまった場合などはその施設運営者の負担となります (施設の善管注意義務)

また、借りている部屋の備え付けのエアコンが壊れた場合は家主の責任ですが、すぐに修理してくれないこともあります。エアコンは家主の持ち物なので借主の施設運営者が勝手に修理することはできません。

しかし、今回の改正で「借主 (施設運営者) が家主に修理の必要があると知らせた」または「家主が修理の必要を知ったにもかかわらず、相当の期間内に必要な修理をしない」ときは借主 (施設運営者) が自分の判断で修理をしてもよくなりました。修理にかかったお金は後日、家主に請求できます。





赤い羽根共同募金 運動が始まります。



▲街頭募金 (R1.10.1 長崎市)

共同募金は、戦後間もない昭和22年に復興の一助として戦災孤児や生活困窮者の支援などを行うため「国民たすけあい運動」として始まりました。その後時代の要請に合わせて、社会福祉施設の整備や地域で支援を必要とする方々のための活動助成へと推移し、現在は、社会的孤立や経済的困窮など多様な地域の課題解決を支えるために募金運動を行っています。

人口減少や経済活動の停滞などにより毎年募金が少なくなっており、地域で実施される福祉活動など共同募金の資金を必要とされる方々への助成も減り続けています。

加えて本年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的困窮や雇用状況の悪化より支援を必要とされる方々が増えています。

全国の共同募金会では、「つながりをたやさない社会づくり」あなた一人じゃない〜を共通助成テーマに今年も社会福祉法の規定に従い、10月1日から全国一斉に共同募金運動を展開いたします。

また、来年1月からは、経済的困窮など今日的な生活課題の解決を目指して福祉団体自らが募金活動を行うテーマ募金（使途選択募

金）も実施します。

今年の赤い羽根募金の目標額は、2億1千万円で主な募金の使

みちは、

- 1 支援を必要とされる子どもと家族、障がい者、高齢者などを対象に社会福祉協議会が行う地域福祉事業費
- 2 社会福祉施設の整備費
- 3 社会福祉団体、NPO法人・ボランティア団体の活動費
- 4 赤い羽根号（福祉車両）の整備費
- 5 大規模災害時のボランティア活動支援費
- 6 火災等小災害見舞金
- 7 運動推進費

などへの助成を計画しています。何卒、共同募金の主旨にご賛同

いただき、今年も皆様方の温かいご理解とご協力をお願いいたします。

ヴィヴィくんバッジ募金にご協力をお願いいたします。

長崎県共同募金会では、毎年V・ファールン長崎のご協力により、クラブマスケットのヴィヴィくんをモチーフにしたバッジを作成しています。今年も10月からの運動期間中、ヴィヴィくんバッジによる募金を行います。

ご協力の方法など詳しいことは、長崎県共同募金会のホームページをご覧ください。本会までお問い合わせください。



▲令和2年度バッジ

今年も皆様の温かいご支援とご協力を宜しくお願いいたします。

 095-846-86082
 095-846-8565
 kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp
 http://www.akaihane-nagasaki.or.jp



第2回



Mamiのスリランカ活動記

光輝く島の障害者支援

こんにちは！まだまだ暑い日が続いていますがいかがお過ごしですか。私はスリランカ人によく言われていた「暑い時こそ熱い飲み物を飲め」という教えにならない、温かい物を飲んで暑さを紛らわせています。

今回は、「習慣を変えることの難しさ」を感じた体験をお伝えします。

私が障害者施設を巡回して印象的だったことは、利用者のキラキラした笑顔でした。外部との交流が少ない中で突然現れた私を見て、みんなとびつきの笑顔で話しかけてくれました。逆に一番驚いたことは、基本的に素手で食事するにも関わらず食前の手洗い習慣がないことでした。

そこで、私は手洗いを習慣化したいと思い、色々と取り組みました。その中で、頭を抱えたことは石鹸の配置の仕方です。当初、洗面所に石鹸がなかったためケースに石鹸を入れたり、学校でよく見かける石鹸ネットを作り取り付け



▲ 恥ずかしがりながらも「私たちも写して！」とデジカメに興味津々の利用者

ました。石鹸を持って行ってしまっ利用者がありました。そのため、食前時のみ職員が洗面所に石鹸を準備するようになったのですが、業務に追われて出し入れを忘れて、職員があまり必要性を感じていない様子がみられ、続きませんでした。

この経験を通し、自分一人が頑張っても利用者の行動変容には繋がらないことが分かり、「習慣を変えるのは難しいなあ」と実感し、周りの人に協力してもらおうことの大切さを学びました。

ご寄付ありがとうございます！

▼一般財団法人

長崎県職員互助会 様

▼阿南愛子 様

長崎県社協への寄付は、個人の場合、寄付金控除が受けられ、会社の場合、損金算入をすることができます。

▼寄付に関するお問い合わせ

長崎県社協 総務課

095-846-8600



新・事務局長就任挨拶
鶴田保子

世間が新型コロナウイルス感染症の話題一色だった本年4月に、長崎県社協の事務局長に就任いたしました。本会では当感染症関連業務として緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付等を行いました。今後は「ポストコロナ」を見据えた事業展開が必要だと考えております。3密は避けても、皆様方とこれまで以上に密接に関わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

自動車共済MAP

(任意保険)

福祉にかかわる皆様だけのお得な割引制度

共済制度のメリット

- 非営利の共済制度
- 節約型のお得な掛金
- 早くて親切な事故処理
- 他保険会社等からの切替でも安心
 - ノンフリート等級(無事故割引等)、フリート優良割引などはそのまま引き継げます。

- 1 福祉車両割引 3%
 - 消費税非課税措置の対象となる福祉車両の契約の場合。
- 2 障害者割引 10%
 - ご本人(記名被共済者)、配偶者、同居のご親族のどなたかが障害者の認定を受けているご家庭の契約の場合。

- 3 福祉施設割引 10%
 - 社会福祉施設が所有・使用する自動車の契約の場合。
- 4 福祉施設職員割引 5%
 - 社会福祉施設に勤務する役員・従業員の契約の場合。



長崎県火災共済協同組合

長崎市桜町4-1 商工会館8F
TEL095-822-9695

大村市災害救援ボランティア活動報告

今年7月の豪雨災害で被災した自治体のひとつ、大村市に災害ボランティアセンター（以下、「大



▲ ボランティア活動のポイントをレクチャー



▲ 活動に向けて必要な資機材の積み込み

村市災害V.C.」が7月10日から7月26日まで設置されました（設置、運営は大村市協）。これに伴い長崎県社協は、長崎県地域防災計画に位置づけられた県災害ボランティア本部を初めて設置し、

大村市災害V.C.・県内市町社協・大村市民と共に被災者を支援するための活動に取り組みました。

長崎県が発表した大村市の住居被害は床上浸水20棟、床下浸水158棟（7月15日12時時点）です。川沿い及び大村湾近辺では床上床下浸水、山の近くでは家屋・敷地内の土砂の流入による被害が多くみられました。

▼活動内容

まず、大村市災害V.C.では、市内の市町社協職員の応援を受けて、被災者の方々のお宅を訪問したり、普段から福祉サービスを提供している関係機関からの連絡により、困りごとを聞き取ったりし、必要な支援内容を少しずつ明らかにしていきました（ニーズ調査）。聞き取ったニーズの中には専門的な技術や機材が必要と考えられることもあり、ボランティア活動で対応できないため、他の機関に

連絡するよう助言するなど、聞き取りの中でもできる限りの支援を行いました。

これらニーズ調査の結果、家屋・敷地内の土砂や泥の除去、家財道具の運び出し、家屋内の清掃、災害後に発生したゴミの運搬などのニーズが多く寄せられました。

これらのニーズに対して、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大村市民に限定してボランティアを募集しました。コロナ禍の中でも一日当たり15人〜30人が12日間活動し、延べ356人の大村市民が被災者のために活動しました。

▼被災者・大村市災害V.C.の声

ある被災された方は「普段は高齢者しかおらず、土砂が家の中まで入って来てどうしようかと思っただ。ボランティアさんに片づけてもらい助かった。」と話されました。

大村市災害V.C.は「市民をはじめ皆さんにサポートいただいてなんとか運営できた。今後、災害が発生したら、皆さんのお力とお知恵をお借りしながら最後まで事故なく被災された方を支援できるよ

う取り組んでいきたい。」と話していました。

▼大村市災害ボランティアセンターの活動状況 (7/10-7/26)

受付ニーズ件数	32件
ボランティア数 (のべ)	356名
完了件数	16件



ハート & アビリティー 豊かな未来の創造企業

株式会社 西海建設

〒850-0032 長崎市興善町2番8号
 代表取締役社長 寺澤 孝憲
 TEL 095-825-1413 FAX 095-822-0645
<https://www.saikai-grp.com>

令和元年8月に『くるみん(子育てサポート企業)』認定企業に選ばれました



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
 定員1名あたり
 入所：1,300円
 通所：1,390円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

2 個人情報漏えい対応補償 3 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-1、2の傷害保険や自動車保険などは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション：使用者賠償責任補償
- 2 施設職員の傷害事故補償
- 3 施設職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償 NEW



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

保険期間1年

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 保険会社 TEL: 03(3349)5137
 受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)
 損保ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 受付時間：平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)